

文化的資源活用滞在型観光促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

文化的資源活用滞在型観光促進事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、県内各地域の文化・歴史的背景を活かした文化的資源を、国内外へ広く発信し、宿泊を伴う誘客につなげることを目的とする。

そのため、文化的資源の魅力を端的に伝えられるよう、特色ある祭りの様子をはじめ、炎や花火など情緒溢れる夜の風景、体験の様子等を収めたプロモーション動画の制作等を実施する。

本業務で制作した動画は、県の広報サイトやSNS等で広く公開するほか、各種イベント等で活用するものとする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

4 委託業務概要

動画制作は、年間を通して10コンテンツ以上を取り上げることを想定しているが、宣伝効果を最大限にするため、制作に当たっては、あらかじめコンセプトを決定し、共通イメージに沿った動画とする。

また、上記コンテンツのうち、3コンテンツは、ファムトリップを実施する。

本業務では、上記コンテンツのうち、4月に開催された「信玄公祭り」のメインイベントである甲州軍団出陣については対象とし、別途山梨県が提供する撮影済みの映像素材を利用して動画を制作する。

5 業務内容

(1) プロモーション動画の企画・制作

① 全体的事項

- ・従来の山梨県における情報発信施策を踏まえ、「2 業務の目的」を達成するための訴求力の高い動画をどのような方針で制作するかを提案すること。
- ・実際の制作内容は受託事業者の決定後、山梨県との協議により確定させていくが、提案の時点及び撮影開始時の時点において、それぞれイメージ図や絵コンテなどを提出し、制作予定の動画の内容が分かるようにすること。
- ・業務の実施に当たっては、山梨県との打ち合わせを密に行うこと。
- ・経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

と。

- ・業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

②動画の企画・制作

本事業で制作する動画は、山梨県各地域に受け継がれてきた文化的資源や歴史、風土に根ざした営みを広く発信し、地域ならではの体験価値を訴求することで、宿泊を伴う滞在型観光の促進につなげることを目的とする。

動画は、年間を通して複数の文化的資源・イベント等を10コンテンツ以上取り上げることが想定しており、共通のコンセプト・世界観に基づいたシリーズ構成とすることで、山梨県の文化的魅力を継続的かつ効果的に発信するものとする。

(i) 地域に根付く文化的資源・伝統行事の魅力発信

各地域で継承されてきた祭りや伝統行事、歴史的背景を有する文化的資源について、当日の様子だけでなくその成り立ちや地域との関わり、祭りや行事の本番に向けて準備を重ねる様子など、ストーリー性を含めて分かりやすく映像化し、来訪意欲を喚起する内容とする。

動画は、特色ある祭りや行事の様子、伝統が受け継がれてきた背景、地域住民や担い手の姿などを通じて、「その土地ならではの文化」を実感できる構成とする。

[コンテンツ例]

県を代表するイベント	神明の花火
奇祭	南部の火祭り、吉田の火祭り
文化	笛吹川の鶺鴒、八朔祭り、お松曳き、流鏝馬祭り、牛倉神社例大祭、河口の稚児舞

※あくまでコンテンツ例であり、取り上げるコンテンツについては、誘客につながるような地域の潜在的・魅力的な文化的資源・伝統行事の掘り起こしにより幅広く検討し提案すること。

※ただし、「2 業務の目的」で示したとおり、炎や花火など情緒溢れる夜の風景として、神明の花火、南部の火祭り、吉田の火祭りは対象とすること。

(ii) 共通コンセプトによる統一的な映像展開

制作する動画全体を通じて、「文化を通じて地域を深く知り、時間をかけて味わう山梨」といった共通イメージを設定し、映像トーンや編集方針等を統一することで、山梨県の文化的ブランドのイメージ向上を図る。

※既存映像の二次利用の可否については、より高い効果が得られると認められる場合は、山梨県又は受託者が所有する既存映像の活用を妨げるものではないが、活用する場合には山梨県と協議の上で決定するものとする。

③動画の規格等

(i) 動画時間

各コンテンツにつき、3分程度の横画面動画及び30秒程度の縦画面動画をそれぞれ制作する。うち、信玄公祭りについては、信玄公を含むものと含まないものの2パターンを制作する。(計22コンテンツ以上)

すべての動画は、日本語及び英語によるナレーションを付したものをそれぞれ制作する。

(ii) 規格など

ア 映像規格はアスペクト比16:9、9:16とすること。

イ 画質は原則として4K以上とすること。

ウ データ形式は次のとおりとすること。なお、形式が異なる場合は、それぞれ別のDVD-ROM等に記録するものとする。

- ・YouTubeにアップロード可能な形式
- ・一般的なDVD(またはBD)ドライブ付きPCで再生可能な形式
- ・DVD・BDプレーヤーで再生可能な形式

④その他

山梨県の文化的魅力を継続的かつ効果的に発信するための動画の露出拡大に向けた独自提案を行うこと。

⑤納品

受託事業者は、成果品として(1)②で示したデータ形式により、電子データをDVD-ROM等に記録し、コンテンツごとに撮影日(信玄公祭りは映像素材提供日)から3か月以内、最終に当たっては令和9年2月26日までに納品すること。

(2) ファムトリップの実施

①全体的事項

- ・「2 業務の目的」を達成するための効果的な情報発信につながるファムトリップを実施すること。
- ・ファムトリップは、あまり知られていないものの誘客につながるような地域の潜在的・魅力的な文化的資源・伝統行事の掘り起こしにより選定したコンテンツとすること。(来場者数10万人を超えるコンテンツは対象としない。)
- ・情報発信は、単なる発信にとどまらず、実際に誘客につなげることを目的とし、具体的な方法について提案すること。
- ・実施は2泊3日とし、イベントの準備から本番までの様子、周辺地域の日常のコンテンツを発信すること。

[日常のコンテンツ例]

富士吉田の西裏、武田の杜からの展望、湯村温泉の散策、下部のホタル、みたまの湯、フモットナイトマーケット

- ・情報発信は、日本人向け、外国人向けに行うこと。

②効果検証

- ・情報発信業務はK P Iを設定し、業務による効果を分析の上、達成状況を報告すること。

6 業務実施体制

- ・事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ア 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- イ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ウ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- エ 業務実施責任者は、山梨県と常時連絡が取れる体制をとり、密な連携を取って業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- オ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- カ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- キ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ク 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ア 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
- イ 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

(3) 再委託

- ア 受託者は業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。
- イ 受託者と再委託先事業者が共同で実施した業務に係る実績は、提案における実績とすることができる。

7 山梨県への実施報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ・委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・委託業務により知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・第三者の著作権や肖像権、商標権その他の権利を侵害しないこと。

8 留意事項

- ・委託業務を総括する責任者を置く等、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- ・委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- ・委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- ・受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情による

ほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。

- ・本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- ・業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。